

# 伊方町耐震改修促進計画

平成23年4月

平成30年4月改正

平成31年4月改正

令和3年6月改正

令和4年3月改正

## 目 次

第 1	基本方針	P 1
1	目的	
2	予防対策の推進	
3	応急対策の推進	
第 2	想定される地震の規模、想定される被害の状況等	P 1
1	活断層による地震	
2	南海トラフ地震	
3	想定される被害の状況	
第 3	耐震化の現状・目標	P 3
1	現状	
2	目標の設定	
第 4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	P 5
1	建築物の所有者等、県、町の役割等	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3	地震時の総合的な安全対策に関する事項	
4	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
5	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第 5	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	P 7
1	地震ハザードマップについて	
2	相談体制の整備及び情報提供について	
3	自主防災組織との連帯	
第 6	建築基準法による勧告及び命令等についての所管行政庁等との連携	P 7
1	耐震改修促進法による指導等について	
2	建築基準法による勧告及び命令等の実施	
第 7	その他必要な事項	P 8
第 8	実施時期	P 10
第 9	計画の見直し	P 10
	【資料編】	P 11
	1. 緊急輸送道路について	

2. ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等について
3. 想定される地震の規模、想定される被害の状況等  
(「愛媛県地震被害想定調査」(平成25年12月)より)
4. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)(抜粋)
5. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」(平成7年政令第429号)(抜粋)
6. 「建築基準法」(昭和25年法律第201号)(抜粋)
7. 「建築基準法施行令」(昭和25年政令第338号)(抜粋)

## 第1 基本方針

### 1 目的

伊方町耐震改修促進計画(以下「町計画」という。)は、「伊方町地域防災計画」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

#### (1) 予防対策

町内の建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害にたいして町民の生命、財産の保護を図る。

#### (2) 応急対策

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、町民の安全を確保するため被災建築物の応急危険判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備することを目的とする。

### 2 予防対策の推進

重点的に耐震化を図る建託物は次のものとし、法の積極的運用及び「住宅・建託物耐震改修等事業」等の活用により推進を図るものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅(建築確認不要の住宅にあっては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの)

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)第6条の規定による用途・規模等に該当する建築物(以下、「多数の者が利用する建築物等」という。)で昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの(以下、「特定建築物」という。)

### 3 応急対策の推進

応急対策は、「町計画」に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部教務マニュアル、判定実施支援業務マニュアル、判定士招集マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき、県、町及び「愛媛県建築物耐震促進連絡協議会」(以下「協議会」という。)が迅速かつ的確に実施するものとする。

## 第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

愛媛県は四国の北西部に位置し、瀬戸内海(伊予灘)と宇和海に接している。東西を走る中央構造線を境に、北部に平野が南部に四国山地が連なる地域である。伊方町地域防災計画(平成28年4月度制定)では、中央構造線活断層、南海トラフ及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震が想定されており、概要は次のとおりである。

### 1 活断層による地震

活断層は、過去数十万年に活動した履歴のある断層のことで、将来再び活動する可能性のある断層である。中央構造線活断層は四国だけでも延長190kmに達する長大な活断層であることから、いくつかの区間(セグメント)に分割し、愛媛県における活断層の分布状況や地震履歴を勘案し、愛媛県に大きな被害を与える可能性のある想定地震が設定されている。

## 2 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、史料によれば100年から150年間隔で発生している地震であり、既往の最大規模の地震としては、宝永地震(1707)安政南海地震(1854)のM8.4があげられる。想定地震、震度の想定は、【表2-1】及び【表2-2】のとおりである。

【表2-1】 想定地震

海溝型地震	①南海トラフ巨大地震 ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震
内陸型地震	③讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震 ⑤石鎚山脈北縁西部―伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

【表2-2】 震度の想定

想定地震	想定震度(最大)
①南海トラフ巨大地震	7
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側）	6弱
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（南側）	6強
③讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	4
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	4
⑤石鎚山脈北縁西部―伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	7

## 3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物の被害については、地域防災計画において建物被害の想定（「地震災害対策編」（平成28年4月））が示されている。（【表2-3】のとおり）

【表2-3】 建築物被害の想定

想定地震		揺れ	液状化
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	全壊	99	96
	半壊	604	77
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	② 北側 (南から崩壊)	全壊	1
		半壊	23
	②' 南側 (北から崩壊)	全壊	7
		半壊	137
③讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	全壊	0	
	半壊	0	
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	全壊	0	
	半壊	0	
⑤石鎚山脈北縁西部―伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（西から破壊）	全壊	316	
	半壊	1,144	

### 第3 耐震化の現状・目標

#### 1 現状

##### (1) 住宅

平成25年10月末現在の耐震化状況は、【表3-1】のとおり、居住世帯のある住宅約5千920戸のうち、昭和55年以前に建設された住宅は約2千230戸である。

これらの住宅について、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると約37.7%と、全国平均値(約87%)及び愛媛県平均値(約81.3%)を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計(平成25年度末)

	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前の 住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性 有③			
木造戸建	1,450	4,300	5,750	2,090	36.3%
		640			
共同 住宅等	70	100	170	140	82.4%
		70			
合計	1,520	4,400	5,920	2,230	37.7%
		710			

\* 「共同住宅等」=木造戸建住宅以外の住宅(長屋、共同住宅、木造以外の戸建住宅等)

\* 平成25年10月現在固定資産税台帳による。

##### (2) 多数の者が利用する建築物等

建築物の状況調査結果によると、愛媛県内における法第6条第1号、第2号に規定される多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、【表3-2】及び【表3-3】のとおりであり、耐震化率は92.4%と全国平均値の約89%、愛媛県平均値80.6%を上回っている。なお、特定建築物は町内で24棟あるが、そのうち耐震性があるとされている建築物は19棟である。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

	昭和56年6 月 以降の建築物 棟数 ①	昭和56年5月 以前の建築物棟数 ②	建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性 有③			
法第6条 第1号	42	24	66	61	92.4%
		19			
法第6条 第2号	0	0	0	0	0.0%
		0			
合計	42	24	66	61	92.4%
		19			

【表 3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）

	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数 ②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③				
公共	14	25	24	39	38	97.4%
民間	10	17	13	27	23	85.2%
合計	24	42	37	66	61	92.4%

## 2 目標の設定

住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率における目標は、【表 3-4】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施設効果等を踏まえ、現状の耐震化率37.7%を平成32年度末には80%とすることを目標とする。

また、建築基準法第6条第1号に規定する多数の者が利用する建築物等については、現状の耐震化率92.4%を平成32年度末には95%とすることを目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除去等の方法により耐震化の推進が望まれる。耐震性の無い住宅については各年度3百戸程度、特定建築物については各年度1棟程度の耐震化を図ることが必要となる。

特に、建築基準法第6条第1号に規定する規模に該当する多数の者が利用する建築物等のうち、学校、病院、庁舎等については、防災上重要な公共的建築物であることから、耐震化の目標を【表 3-5】の1から3のとおりとし、耐震化を推進するものとする。

なお、公営住宅についても、耐震化の目標を【表 3-5】の4のとおりとし、耐震化を推進する。

【表 3-4】住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

区分	現況 (平成25年度末)	耐震化の目標 (令和7年度末)
住宅 総数	5,920 戸	6,000 戸
うち耐震性有	2,230 戸 (37.7%)	4,800 戸 (80%)

うち耐震性無 (未確認を含む)	3,690戸(62.3%)	1,200戸(80%)
区分	現況 (平成25年度末)	耐震化の目標 (令和7年度末)
法第6条第1号 総数	66棟	66棟
うち耐震性有	61棟(92.4%)	63棟(95.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	5棟(7.6%)	3棟(5.0%)

【表3-5】各用途別公共的建築物の耐震化の目標（棟ベース）

施設名	現況 (平成27年度末)	耐震化の目標 (令和7年度末)
1 学校	100%	100%
2 病院	—	—
3 庁舎、公益上必要な建築物	80%	100%
4 公営住宅	90%	100%

#### 第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る為の施策

##### 1 建築物の所有者等、県、市町の役割等

建築物の所有者等、県、市町の役割等については、次のとおりとする。

(1) 住宅・建築物の所有者等(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)の役割

住宅・建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠である。

(2) 県の役割

県は、住宅・建築物の所有者等の取組みや市町の取組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行う。また県、市町、社団法人愛媛県建築士会、社団法人愛媛県建築士事務所協会、社団法人建設業協会(以下「建築関係団体」という。)でつくる「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の促進を図る。加えて、県が管理する施設について、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(3) 町の役割

町は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の計画的な耐震化を推進するため、町耐震改修計画(以下、「町計画」という。)に、地域の実情に応じた施策を定めることとする。また、自主防災組織や地域住民と連帯した取組みの展開が期待される。加えて、市町が管理する施設について、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(4) 県、市町及び協議会の連帯

協議会の構成員である県、市町及び建築関係団体は、「県計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

##### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策



(1) 住宅の耐震化の促進について

- ・ 市町は、国の交付金事業（「社会資本整備総合交付金」など）を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組みを実施し、住宅の耐震化を推進する。
- ・ 県及び協議会は、市町が「愛媛県木造住宅耐震マニュアル」に基づく「木造住宅耐震診断事業」等を実施する場合、技術的な支援を行う。
- ・ 協議会は常に「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用が可能となるよう「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」の見直しを行う。
- ・ 県は老朽木造住宅に対して、地域材を利用した木造住宅の建設・購入資金に対し利子補給を行い、住宅の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 法第2条第3項に規定する所管行政庁(以下「所管行政庁」という。)は法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断・改修の現状の把握及び指導等を行う。

3 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

県及び市町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下、天井崩落の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。

(2) ブロック塀の倒壊防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、県、市町は、ブロック塀の設置者に対し、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強等について周知、指導する。

(3) エレベーターの閉じ込め防止

建築基準法第2条に規定する特定行政庁(以下「特定行政庁」という。)は建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターについては、地震時のリスク等を建築物の所有者等に周知し、耐震安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動(P波)を感知して最寄りの階に停止する装置の導入促進に取り組む。

(4) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時等に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速(※)34m/sの地域を重点的に取り組む区域として指定し、県及び市町は、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。

(※)平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速

4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第5条第3項に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として「伊方町地域防災計画」に位置付けられた緊急輸送道路を指定し、沿道の建築物の耐震化を推進する。

\*緊急輸送道路：【資料編】1

\*ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等について：【資料編】 2

## 5 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

### (1) がけ地近接等危険住宅移転事業

市町は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業(国庫補助事業)」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

### (2) 住宅宅地基盤特定治水施設等事業

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなどの土砂災害を起こすそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等事業」の活用を検討する。

## 第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震ハザードマップについて

本町では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」に基づき、伊方町防災マップを作成している。

また、「愛媛県地震被害想定調査」では、揺れによる建物全壊棟数分布図などがインターネットによって公開されている。

### 2 相談体制の整備及び情報提供について

#### (1) 法の普及・啓発

県及び町は、建築技術者や建築物の所有者に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

#### (2) 相談窓口の設置

県及び町は、既存建築物の耐震診断と改修について、町民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

### 3 自主防災組織等との連携

町は、建築物防災週間等の機会を活用し自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

## 第6 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁等との連帯

### 1 耐震改修促進法による指導等について

#### (1) 特定建築物に関する指導・助言

所管行政庁は、特定建築物の所有者等に、パンフレットの配布による情報発信等により、特定建築物の基準を示し周知するとともに、耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発を行い、これらの対策を行うよう指導する。

#### (2) 特定建築物に関する指示

所管行政庁は、法第7条第2項に規定する建築物の所有者等に対し、安全性に関する報告の請求及び立入検査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ耐震診断を行うよう指示

を行う。

また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されない場合については、耐震改修を行うよう指示を行う。

指示の方法は、原則として口頭による耐震診断、耐震改修の実施の指示を行う。

これに対し、実施を促しても相当期間協力が得られない場合、実施すべき事項を明示した文書を交付する。

### (3) 指示に従わない場合の公表

所管行政庁は、特定建築物の所有者が耐震診断や耐震改修の指示に従わない場合、当該所有者に対し事情聴取を行う。これにより、正当な理由ないと判断された場合、建築基準法第9条に基づき、指示に従わない旨の公表を行うことを当該所有者に通知し、公表することが妥当と判断された場合、所管行政庁のホームページ等で公表を行う。

この場合の正当な理由とは、除去や用途廃止の計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実実施計画が策定され計画的な実施が見込まれる場合等、やむを得ないと認められる場合とし、当該実施計画等を検討し判断する。

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、所管行政庁が法第7条第3項に基づく公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合で、かつ建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分がそのまま放置すれば著しく保安上危険となる場合については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行う。

## 第7 その他必要な事項

### 1 町が定める耐震改修促進計画に関する事項

町は、法第5条の規定により、町計画の策定に努めるここなっているが、住宅・建築物の計画的な耐震化を図る上では、町計画の策定が必要である。このため県は、町による町計画の早期策定を促進するため、助言や情報提供等の支援を行うこととする。

町には、平成18年1月25日国土交通省告示第184号「国の基本方針」及び県計画を勘案し、地域固有の状況を配慮し、平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略を踏まえ、下記の内容等を勘案した町計画を策定することが望まれる。

- (1) 住宅及び特定建築物の耐震化目標の設定
- (2) 地震防災マップの作成
- (3) 自主防災組織等を活用した地域住民との連携による啓発活動等
- (4) 県計画と連携した緊急輸送及び町地域防災計画を踏まえた避難路等の指定

### 2 「被災建築物応急危険度判定」の実実施計画

#### (1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

#### (2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところに

よる。

① 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

② 応急危険度判定士(以下「判定士」という。)

前項の判定業務に従事する者として、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

③ 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

(3) 震前対策

① 町は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

(イ) 判定実施の決定

(ロ) 判定実施本部の設置

(ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(ニ) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者(以下「判定士等」という。)の確保、判定の実施体制等

(ヘ) 県に対する支援要請に関する事項

(ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所その他必要な事項

(チ) 判定資機材の調達、備蓄

(リ) その他必要な事項

② 県は、町が地域防災計画を踏まえて震前計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

③ 町は、支援要請の物をあらかじめ定めた事項について取りまとめておくこと。

④ 町は、県と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

① 町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。

② 町は判定実施本部の体制についてあらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

① 町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じものとする。

② 町は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。

(6) 県と町間の連絡調整等

① 町は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。

② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) その他

① 県及び町と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

## 第8 実施期間

平成20年から5か年を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

## 第9 計画の見直し

町計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

### 附 則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

なお、「伊方町既存建築物耐震改修促進実施計画」については平成20年3月31日をもって廃止する。

### 附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この計画は、平成23年10月1日から施行する。

### 附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この計画は、令和3年6月1日から施行する。

### 附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

## 【資料編】

### 1. 緊急輸送道路について

(「伊方町地域防災計画(平成28年4月)」より)

区 分	管理区分	路 線 名	区 間
一次緊急輸送道路	県	一般国道197号	高知県境～伊方町三崎
一次緊急輸送道路	県	(一) 三机港線	伊方町三机～伊方町塩成
一次緊急輸送道路	県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町九町～伊方町九町
二次緊急輸送道路	県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町三机～伊方町九町
二次緊急輸送道路	県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町九町～八幡浜市保内町喜木津

区 分	管理区分	路 線 名	区 間
一次緊急輸送道路	町	伊方宮内線	伊方町湊浦～伊方町湊浦
一次緊急輸送道路	町	伊方八幡浜線	伊方町湊浦～伊方町湊浦
一次緊急輸送道路	町	湊浦横田線	伊方町湊浦～伊方町湊浦
一次緊急輸送道路	町	九町九町越線	伊方町九町～伊方町九町
二次緊急輸送道路	町	湊浦伊方越線	伊方町湊浦～伊方町伊方越

### 2. ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等について

愛媛県耐震改修促進計画中「第5住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」「7地震時の総合的な安全対策に関する事項」に記載する、別に定める災害時の重要な避難路等については、以下に掲げるものとする。

#### (1) 緊急輸送道路

地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路

#### (2) 避難路

- ・ 県内市町の地域防災計画において指定されている避難路
- ・ 住宅や事業所等から指定緊急避難場所又は指定避難所等へ至る道

#### (3) 通学路

各学校が、幼児や児童等が通園又は通学の際の安全確保と、教育的環境維持のために指定している道路

#### (4) 大規模な災害が発生した場合において、その利用を確保することが重要な施設の沿道

##### ① 県内の防災拠点となる施設の敷地の沿道

庁舎、警察署、病院など、大地震時等に防災拠点等となる施設の敷地の沿道

##### ② 指定避難所の敷地の沿道

指定避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する市町長が指定する指定避難所をいう。）の敷地の沿道

2. 想定される地震の規模、想定される被害の状況等（「愛媛県地震被害想定調査」（平成25年12月）より）

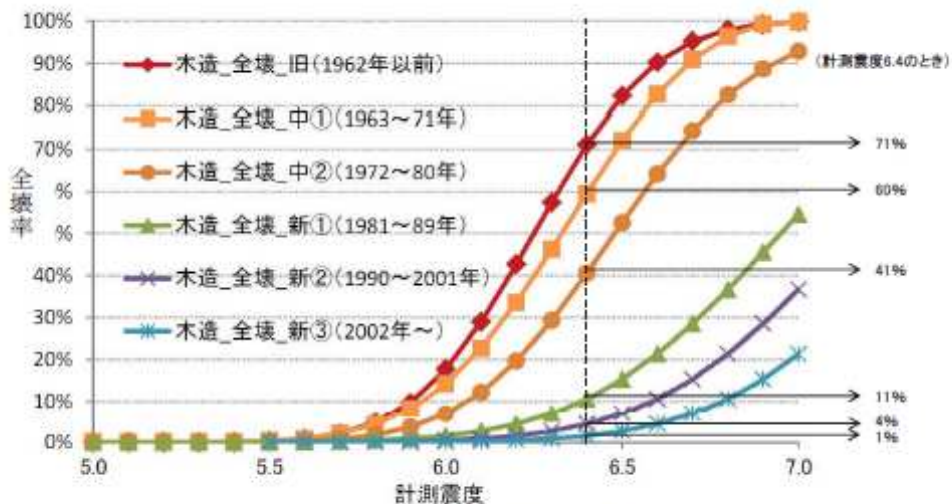


図 5-2-2 全壊率曲線（木造建物）<sup>1</sup>

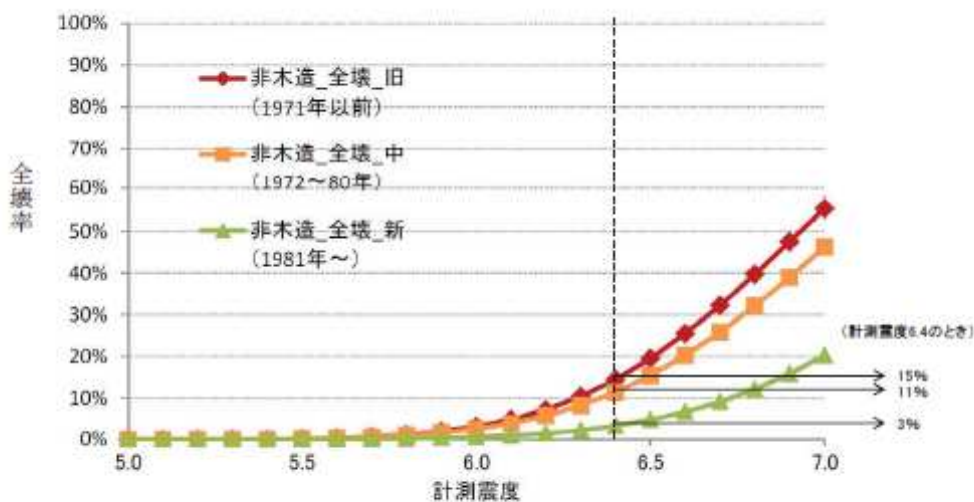


図 5-2-3 全壊率曲線（非木造建物）<sup>1</sup>

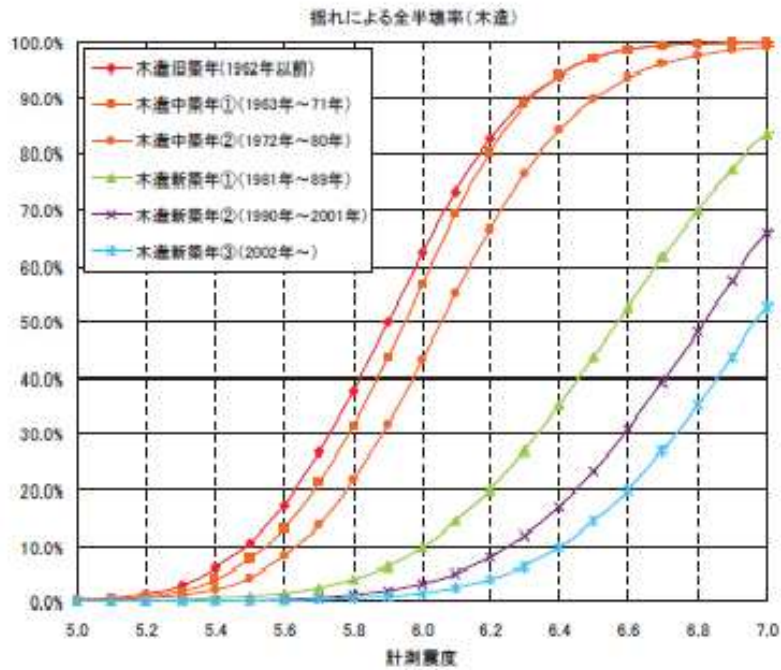
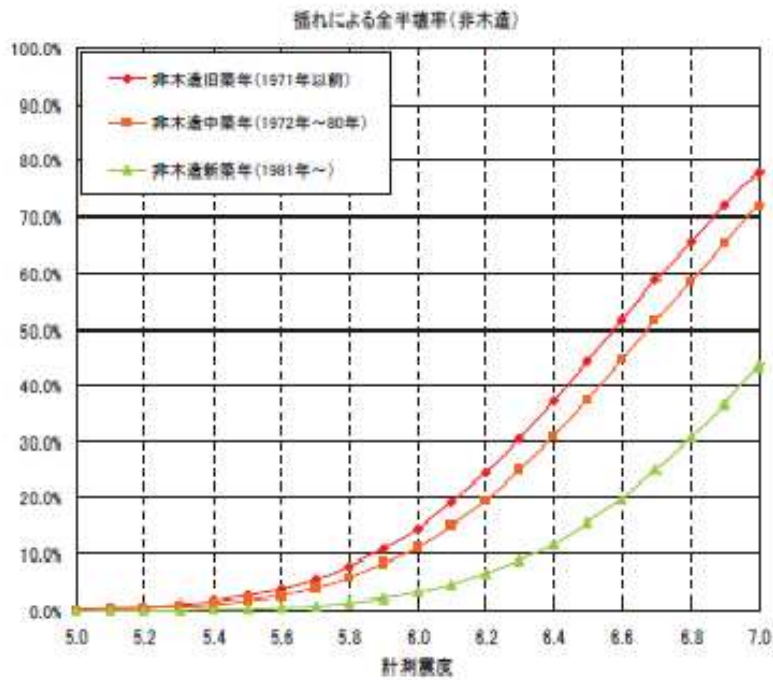


図 5-2-4 全半壊率曲線(木造建物)<sup>10)</sup>





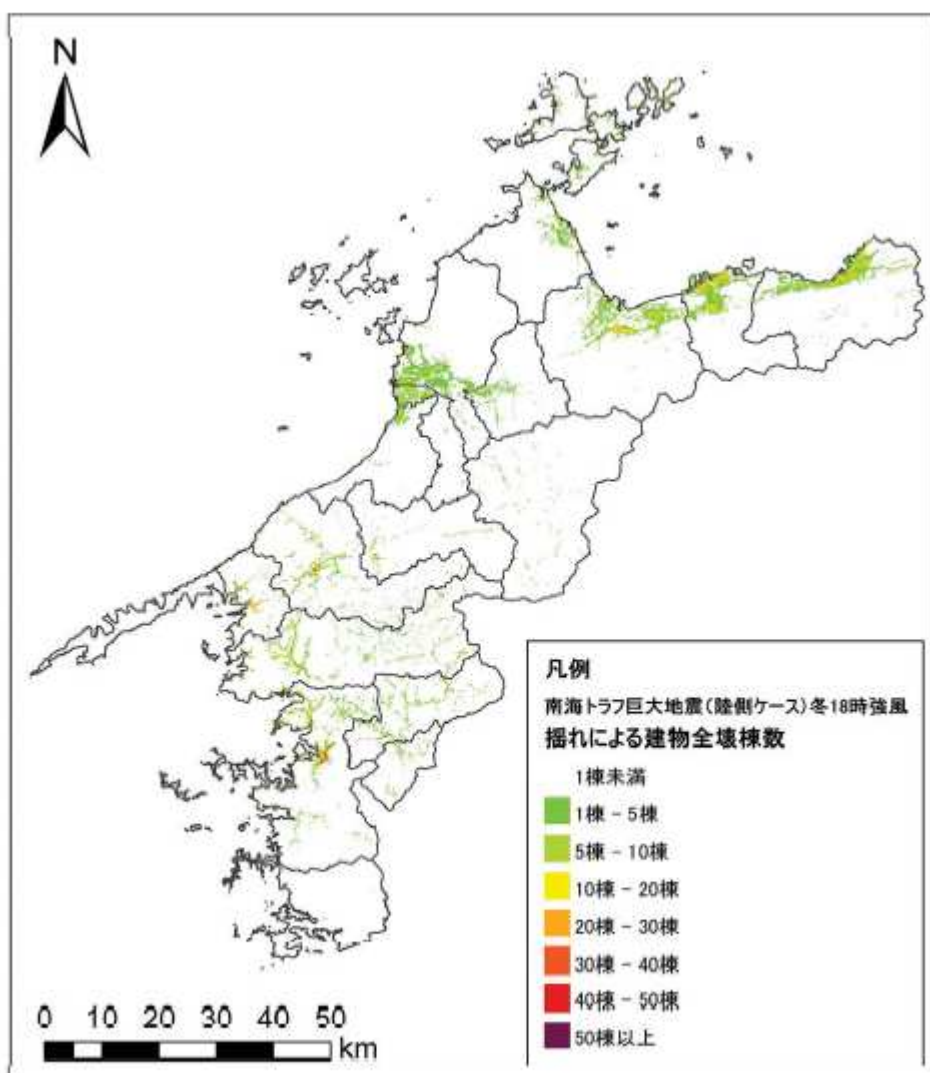


図 5-2-6 揺れによる建物全壊棟数分布図 (南海トラフ巨大地震 (陸側ケース))

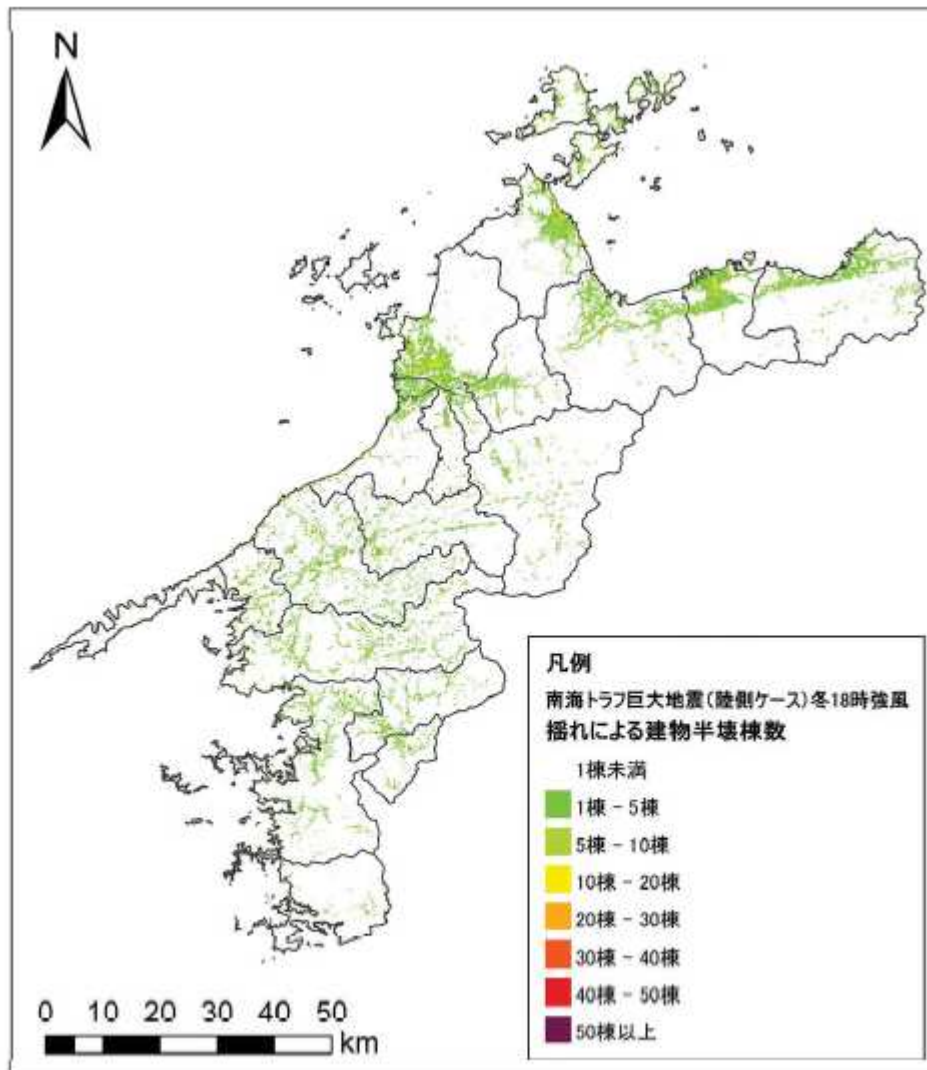


図 5-2-7 揺れによる建物半壊棟数分布図 (南海トラフ巨大地震(陸側ケース))

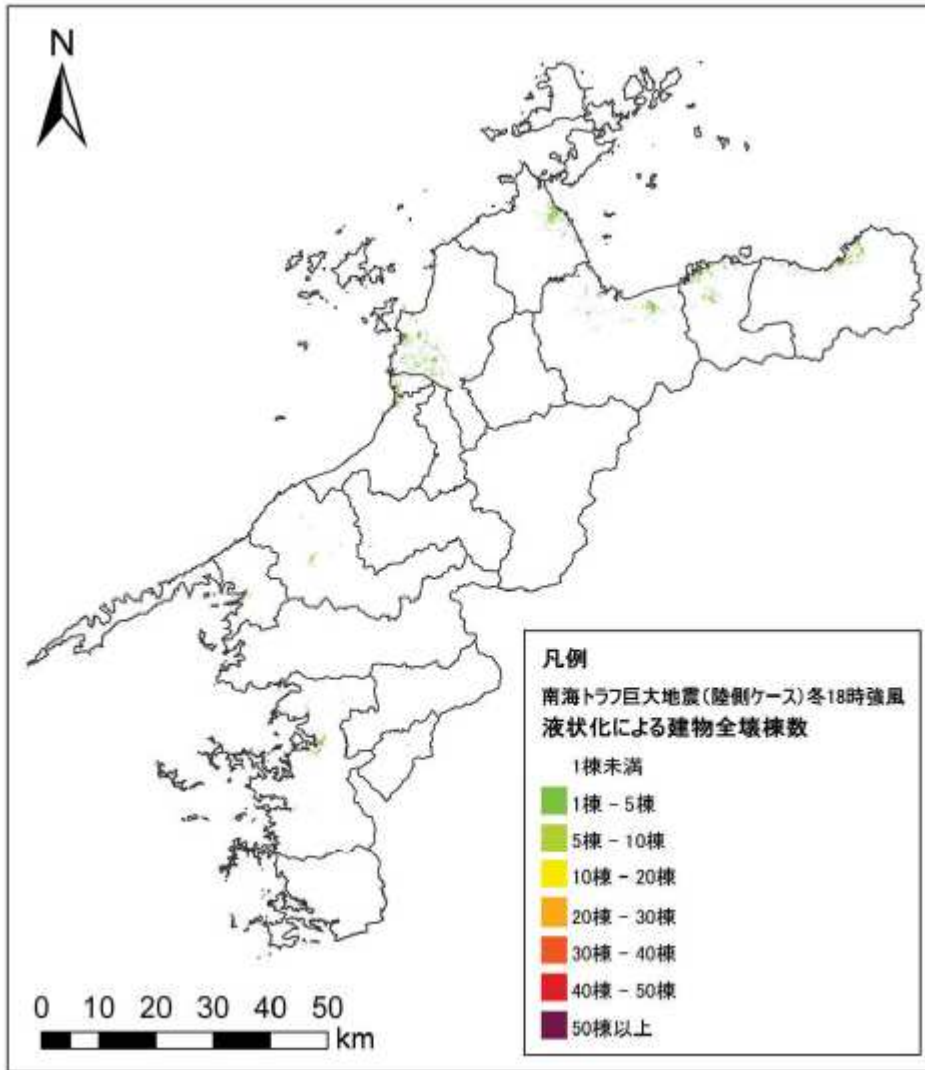


図 5-3-1 液状化による建物全壊棟数分布図 (南海トラフ巨大地震(陸側ケース))

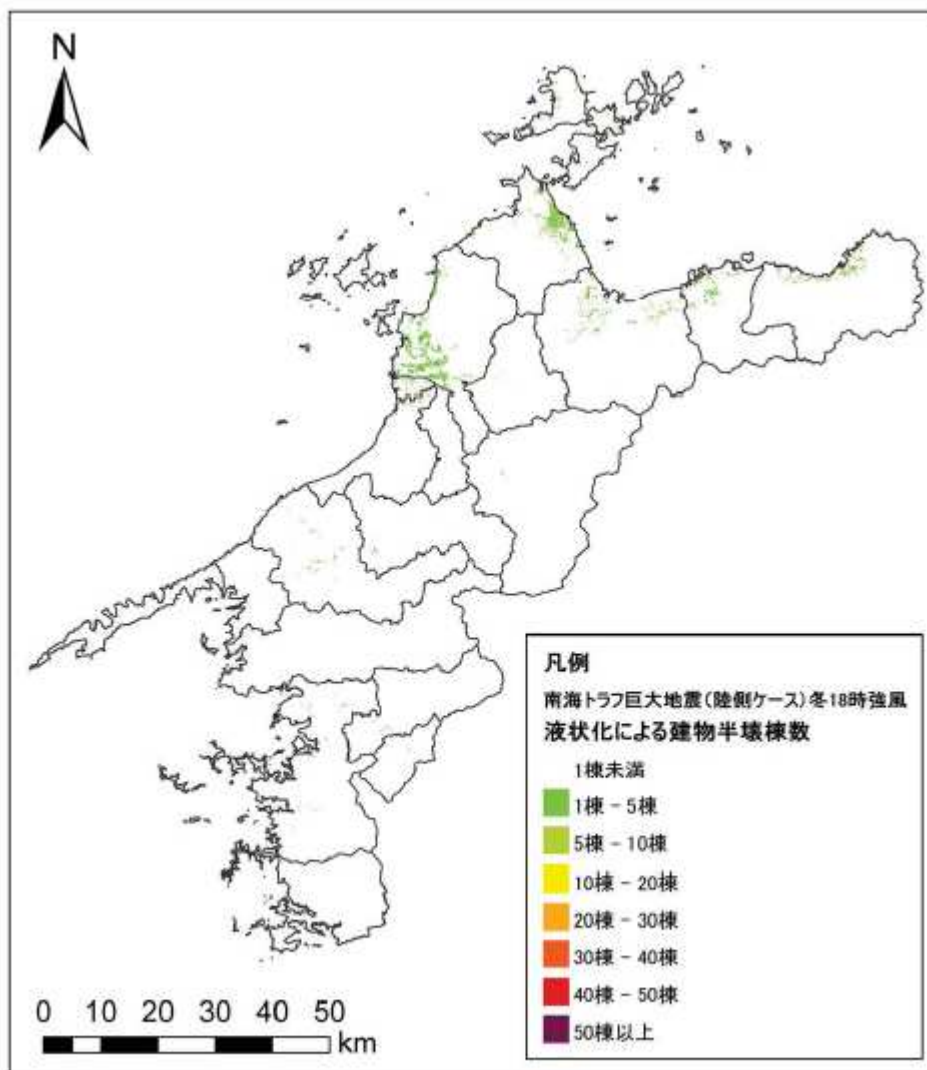


図 5-3-2 液状化による建物半壊棟数分布図 (南海トラフ巨大地震(陸側ケース))

### 3. 「建築物の耐震の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)(抜粋)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### (基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐

震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

#### 4. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八

十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。) (市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。) 並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設



十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交

通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

ル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

## 5. 「建築基準法」（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

## 6. 「建築基準法施行令」(昭和25年政令第338号) (抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物